四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案 四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用<u>及び特定個人情報の提供</u>に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

- 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の 条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容 の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提 出があったものとみなす。

(委任)

第5条 (略)

別表第1(第3条第1項)

現 行

四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

<u>第4条</u> (略)

別表第1(第3条第1項)

機関	事務	
$1 \sim 9$ (略)	(略)	
10 市長	住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必	
	要がある者(以下「住登外者」という。)を一意に	
	特定するための住登外者宛名番号を付番し、及び管	
	理する機能(以下「住登外者宛名番号管理機能」と	
	いう。)による住登外者の情報の管理に関する事務	
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の	
	管理に関する事務	

## 別表第2(第3条第1項、第2項)

機関	事務	特定個人情報
$1 \sim 9$ (略)	(略)	(略)
10 市長	住登外者宛名番号管理機能による	この表の1の項か
	住登外者の情報の管理に関する事	ら9の項までの中
	<u>務</u>	欄に掲げる事務又
		は法別表の下欄に
		掲げる事務に係る
		住登外者宛名番号
		管理機能による住
		登外者の情報の管
		理に関する情報(
		以下「住登外者宛
		名情報」という。)
11 市長	この表の1の項から9の項までの	住登外者宛名情報
	中欄に掲げる事務及び市長が行う	

模	と関	事務	
1~9	(略)	(略)	

## 別表第2(第3条第1項、第2項)

機関	事務	特定個人情報
$1 \sim 9$ (略)	(略)	(略)

		法別表の下欄に掲げる事務	
12	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による	法別表の下欄に掲
		住登外者の情報の管理に関する事	げる事務に係る住
		<u>務</u>	登外者宛名情報
<u>13</u>	教育委員会	教育委員会が行う法別表の下欄に	住登外者宛名情報
		掲げる事務	

## 別表第3 (第4条第1項)

情	報照会機関	<u>事務</u>	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	住登外者宛名番号	教育委員会	教育委員会が管理す
		管理機能による住		る住登外者宛名情報
		登外者の情報の管		
		理に関する事務		
2	教育委員会	住登外者宛名番号	市長	市長が管理する住登
		管理機能による住		外者宛名情報
		登外者の情報の管		
		理に関する事務		